

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.015

処 分 名	身体障害者措置費用の徴収額の減免の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、第 10 条の規定により費用を負担すべき身体障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成 18 年規則第 73 号）第 13 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	(1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■身体障害者福祉法施行細則

(徴収額の減免)

第13条 福祉事務所長は、第10条の規定により費用を負担すべき身体障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害により著しく損害を受けたとき。

(2) 収入が著しく減少したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により徴収額の減額又は免除を受けようとする身体障害者等は、身体障害者措置費用徴収額減免申請書(様式第16号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、徴収額の減額し、又は免除することが適当であるかを審査し、その適否を決定して身体障害者措置費用徴収額減免決定・却下通知書(様式第17号)により、当該身体障害者等に通知するものとする。